

平成 28 年度 大泉名水会 第 7 回 定例委員会 議事録

開催日時； 平成 28 年 11 月 13 日（日） 午前 10：00～11：55

開催場所； 東大泉地区区民館 地下会議室

出席者 ； 委員 13 名、 職員 1 名、

配布資料

- | |
|---|
| <p>① 2016 年 11 月 13 日規約の改定に関する委員会討議資料 【資料 1】
参考：組織構成案（別紙 1） 規約改定案提案者からの意見（別紙 2）</p> <p>② 大泉名水会規約現・改定案比較表 【資料 2】</p> |
|---|

会 長： 貯水槽の定期清掃作業： 予定通り実施し、問題なく終了した。

事務所の奥の斜面調査結果： 東京都建設局河川部計画課と練馬区の危機管理科による法律に基づく立ち入り調査があった。斜面の高さが 5 m 以下であり、調査の対象外であり、「擁壁が頑丈」であり問題はなかった。

《議事内容》

議題 1 大泉名水会規約改正（案）の検討

- ・篠田委員： 配布資料①と別紙 2 により改正点についての説明がなされた。

皆さんから頂いた意見を見ていると、名水会という言葉の意義は何なのだろうと思った。会というのは会に参加するため会費を払ってここにいる大半の人は名水会の二代目で、会員と言われる人は皆、水道水の供給者でもある自分自身であるということを念頭に規約を検討していきたい。

- ・前回頂いた意見が資料①で、これに入っていない久我さんの修正意見を頂いた。

- ・久我委員の修正意見要旨：

法人化を見据えて、議論を絞ってほしい。また、絞られていない部分は、時間がないので外したらどうか。

例えば、第 6 章 専門委員は何が専門か、また、内容も不明、選出法も不明、見直しては？
経営支援委員会は、組織を複雑にしすぎるし必要性が不明。いままで専門委員は長い歴史があるがこの歴史の中山先生も亡くなっているので無くしたらどうか。

そして、新しい組織の委員会があくまでも委員中心で行きたい。素人が運営を行っても戸惑うことが多く、昨年このサポートする組織の必要性が考えられた。このサポート隊の選出についてまずどうするか。すなわちこの委員会で候補者を選んで、総会にかけるといのはどうか。この委員会で来年、どのような人にサポートしてもらうかを決めていく。

- ・第 7 章の従業員について； 現在従事されている事務所の人たちの意見をもっと聞くべきで、事務所長を作ることが働きやすいことかを考えると、組織・名称の変更はよくない。以上の 3 点を挙げた。

- ・篠田委員： 本日検討していただきたい論点として、ただいまの意見を入れて検討して頂きたい。

◎まず、語句の修正意見 10 語句の内、6 語句について議論し決定した。

- ・第 1 条 事業場とした理由は、事務所の所在地に各種の施設（ポンプ、給水設備等）もあり、単なる事務所ではない。委員の意見を聴き、委員長の提案で試しに決を取った。任意団体でもあり、施設がここにあるということが判れば良いので、議論の結果今まで通りの事務所とした。
- ・第 3 条 保管 → 今までは所持するであったが、一般的な使い方なので管理とする。
- ・第 4 条 家庭水 → 水道水、 会員自らによって → 会員相互の協力によって
- ・第 7 条 給水地域内 → 深層水給水地域内
- ・第 9 条 2 年間努めなければならない → 2 年間務めるものとする
- ・第 23 条 運営委員会 運営を付けた理由は事業を運営しているという意味。この委員会が何を
する委員会かが判るように。また、規約には書かれていないので運営を付けた。
個人的には運営は知らない。（委員長） 主体はこの委員会にしたいので他の委員会を作ると煩雑
となる。 他の委員会を検討した後に必要かどうか決定する。
- ・第 18、19 条 委員の中から役員を決めてきた。担当として管理、広報、会計…とすると
第 5 章は役員となっている。役員は各所に出てくるので要検討。 保留とする。

◎ 内容に関わる修正について

- ・第 7 条 加入金 2 千円を添えて委員長に提出し、その承認を → 加入金 2 千円を添えて事務所
に提出し、委員会の承認を 2 項、3 項は削除、 ……現実的、具体的内容とした。
- ・第 14 条 議決権行使書 → 委任状
- ・第 17 条 任期は 2 年とする。毎年その半数を改選する。 → 現行のままとする。
現状は、回覧板の順に委員になる。地区によると順番が早く廻ってくる。地区によ
って状況が異なるので、委員を断る理由も種々異なると思われるので、現状の方が
よい。
- ・第 18 条 2 項 役員の任期は 1 年とし、同一の役職に再選されることは許さない。 → 役員の任
期は原則 1 年とする。
- ・第 29 条 (1) 号 総会議決事項（案） → 総会議決事項案
(2) 号 規定、内規等の制定・改廃 → 規定、内規の制定案及び改廃案
(3) 号 設備の新設・変更・改修等（発注額 30 万円以上） → 予算化された設
備の新設・変更・改修等
- ・第 21 条 2 項 議事録には、議事録作成の庶務委員が記名しなければならない。
→ 議事録には、作成者が記名する。
*議事録は、確認作業を必要とする。そのあり方について討議された。
- ・第 22 条 第 17 条及び 18 条の規定に従って後任者を選出する。 → 選出は委員の推薦により
委員会で決定する。

第6章は、この名水会をどのように運営していくかの規定で、財務、専門、経営支援委員会の内容を含んでいる。ここは前回の意見によると、変えすぎではとされている。

次回までに、この辺はまとめて直してくる。

- ・財務、経営支援、専門委員会と意見交換はするのか？

もうこの議案は委員会の議題に載っているのだから、委員会で作業し各種委員会とブラッシュアップはしない。

- ・1月に臨時委員会を計画しては？
- ・昨年は、委員会は何をどの様に行ってよいのか不明な点が多かったので、サポーターを交えて作業してきた。
- ・12月あたりに専門委員、財務委員より名水会のために、種々意見が出されているので、専門、財務委員より解説・レクチャーを希望（連絡は会長さん）